

信州大学の「入学料免除」及び「入学料徴収猶予」の制度について

(1) 制度概要

入
学
料
免
除

(大学院入学許可者のみ)

注：学部入学者の場合、入学料免除は申請できません。入学料徴収猶予は申請可能です。

大学院入学者

次の①～④のいずれかに該当する場合、入学料の全額又は半額が免除される制度です。私費外国人留学生の場合、基本的に①による申請となります。②～④に該当し、その事由で申請を希望する場合は、事前に窓口にご相談ください。

	申請事由	事 由 詳 細
①	経 済 的 理 由	本学が別に定める家計基準を満たすことにより、入学料を納付することが困難であると認められる場合
②	生計維持者死亡	入学前 1 年以内において父母等が死亡し、本学が別に定める家計基準を満たすことにより、入学料を納付することが困難であると認められる場合
③	災 害 半壊・床上浸水以上	入学前 1 年以内において本人もしくは父母等が地震・火災・風水害等の災害を受けた等特別な理由により、入学料を納付することが困難であると認められる場合
④	特 例 災 害 半壊・床上浸水以上	本人もしくは父母等が「東日本大震災（2011 年 3 月 11 日）」、「熊本地震（2016 年 4 月 14 日）」、「2018 年豪雨(5 月 20 日～7 月 10 日）」、「北海道胆振東部地震（2018 年 9 月 6 日）」、「2019 年豪雨（8 月 13 日～9 月 24 日）」、「2019 年台風 19 号」又は「能登半島地震（2024 年 1 月 1 日）」の災害を受けて経済状況が悪化し、入学料を納付することが困難であると認められる場合

・ 入学料免除は、本学が定める基準を満たす申請者の中から予算の範囲内で選考のうえ、免除者を決定します。

・ 入学料免除申請者が入学料徴収猶予の基準を満たす場合で、入学料の全部又は一部の支払いが発生した際は、入学料徴収猶予を許可します。

入
学
料
徴
収
猶
予

学部・大学院入学者

次に該当する場合、入学料の支払期限が一定期日まで延期される制度です。

	申請事由	事 由 詳 細
①	経 済 的 理 由	本学が別に定める家計基準を満たすことにより、納付期限までに入学料を納付することが困難であると認められる場合

(2) 申請方法

Step 1. 「入学料免除・徴収猶予願」の提出

他の入学手続書類とともに、「入学料免除・徴収猶予願」及び添付書類を各学部、研究科、専攻の入試事務室にご提出ください。(入学料納付確認書(A票)の提出は不要です。)

➤ 「入学料免除・徴収猶予願」

「入学料免除・徴収猶予願」の様式は信州大学ホームページ《メニュー学生生活 ⇒授業料免除・奨学金⇒[申請様式ダウンロード](#)》からダウンロードしてください。

Step 2. 「家計調書」及び添付書類の提出

「申請のしおり」を信州大学学生総合支援センターの[ホームページ](#)からダウンロードし、申請期間内に「家計調書」及び添付書類を提出してください。申請期間及び提出方法は「申請のしおり」で確認してください。

日本人学生と私費外国人留学生の提出書類は異なりますので、ダウンロード時にご注意ください。

＜「申請のしおり」のHP掲載時期＞

4月入学者用：入学前の1月下旬頃

10月入学者用：入学前の6月下旬頃

注1 「家計調書」及び添付書類を全て提出しなければ申請手続は完了しません。書類を期日までに提出できない場合や、入学を辞退する場合には、直ちに入学料を納付していただきますので、十分考慮のうえ申請してください。

注2 入学料免除等の申請手続が完了した方は、選考結果が決定するまで入学料の支払いが猶予されます。決定前に入学料を納入した場合は、申請を取り下げたものとみなしますので、入学する学部、研究科、専攻の入試事務室に入学料を納入した旨をお知らせください。

注3 入学料免除の申請には入学料徴収猶予の申請を含みますので、入学料免除を申請した方が入学料徴収猶予の基準を満たしている場合は、入学料徴収猶予が許可されます。